

農業經濟課

農業経済課

(令和3年4月1日現在)

各班の主な所掌事務

(調整・六次産業化班)

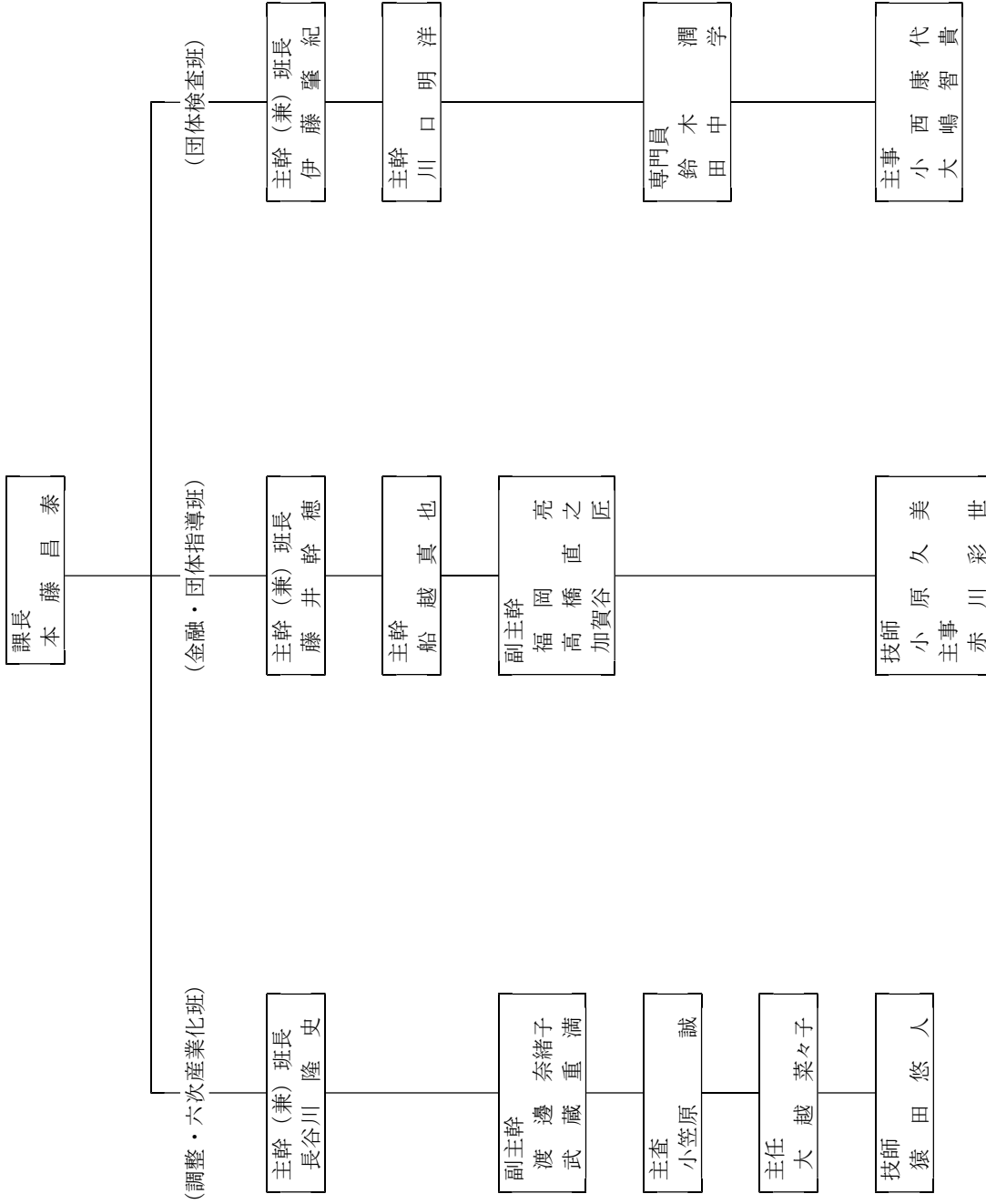
- ・課内の調整・企画
- ・六次産業化の推進
- ・女性起業の推進
- ・地産地消の推進
- ・卸売市場の指導

(金融・団体指導班)

- ・各種農林水産制度資金
- ・農業・漁業信用基金協会
- ・農協・漁協等の指導
- ・農業共済組合の指導
- ・農事組合法人

(団体検査班)

- ・農協、漁協、森林組合、農業共済組合の業務・会計の検査



事業名	6次産業化総合支援事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担当	調整・六次産業化班								
事業年度	平成26～	事業主体	県、農林漁業者、農林漁業者団体、商工団体等	当初予算額	23,727千円								
事業目的	県内の農林漁業者等が農林水産物の地域資源を活用して加工・流通・販売に取り組む6次産業化や地産地消、農商工連携などの取組を強力に推進し、県内の農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図る。			財源内訳	<table border="1"> <tr> <td>国庫</td> <td>16,371千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>7,356千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	国庫	16,371千円	繰入金	7,356千円				
国庫	16,371千円												
繰入金	7,356千円												
実施内容	<p>1 6次産業化サポート体制強化事業 7,434千円（◎7,288千円、◎146千円） 関係機関・団体による協議会を開催し、6次産業化に係る情報交換を行うとともに、県農業公社にサポートセンターを設置し、専門家の派遣等による相談活動を行う。</p> <p>(1) 秋田県6次産業化推進協議会の開催 6次産業化の推進母体として本協議会を開催し、情報共有及び相互連携による事業者支援を実施するほか、次期秋田県6次産業化推進戦略（R4～R7）を策定する。</p> <p>(2) 6次産業化サポート事業 ①助成対象 サポートセンター ②助成活動 農林漁業者等の個別相談や専門家派遣等のサポート活動に要する経費 ③補助率 定額（国10/10）</p> <p>2 異業種連携促進活動推進事業 14,189千円（◎9,083千円、◎5,106千円） 異業種連携による6次産業化を促進するため、県内における食と農の関係者が参画するプラットフォームを形成し、連携体による商品開発や販路開拓等の取組を支援するとともに、地産品等を広く周知するイベントを開催する。</p> <p>(1) 産地立地型加工プロジェクト推進事業 ①対象者 農林漁業者、食品加工業者、金融機関等により構成する6次産業化クラスター協議会 ②実施件数 1件 ③補助額 定額（上限350万円/件）</p> <p>(2) 6次化商品・地産品PR活動 6次化商品・地産品を広く周知するPRイベントの開催</p> <p>3 新需要創出型6次産業化商品開発事業 2,104千円（◎2,104千円） (1) 秋田セレクト6次産業化商品開発事業 首都圏で定番商品となる6次化商品を創出するため、県内の事業者と首都圏小売店と取引のある食品卸が共同で行う商品開発に対して支援する。</p> <p>①対象者 農林漁業者、農業法人、農林漁業者等と連携して取り組む食品事業者等 ②実施件数 3件 ③補助額 定額（400千円/件） ④補助経費 商品開発に必要な推進経費</p>												

事業名	青果物・花き価格安定対策事業			担当	調整・六次産業化班								
事業年度	昭和48～	事業主体	(公社) 秋田県青果物基金協会	当初予算額	126千円								
				6月補正後	17,444千円								
事業目的	野菜や花きの生産振興と消費者への安定供給を図るため、価格が一定水準以下に下落した場合に、生産者に価格差補給金の交付を行う。			財源内訳	<table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>17,444千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	一般	17,444千円						
一般	17,444千円												
実施内容	<p>1 秋田県園芸作物価格補償事業【6月補正】 当初 0千円 → 補正後 17,318千円（◎17,318千円） 事業実施に必要な資金を助成し、野菜・花きの価格が低落した場合に生産者へ補給金を交付する。</p> <p>(1) 造成負担割合 県4/10以内、市町村1/10、全農1/10、農協1/10、生産者3/10</p> <p>2 指導事務費 126千円（◎126千円）</p>												

事業名	地産地消推進事業（経常経費）			担 当	調整・六次産業化班
事業年度	平成23～	事業主体	県、あきた産デーフェア出展者協議会 等	当初予算額	900 千円
事業目的	県産農林水産物・加工品等の「地産地消」を推進するため、食に関わる様々な団体・業種等と連携し、県産農産物のPR、生産・加工・流通、消費に関する情報提供等により、県民の安心・安全な食生活の向上を図る。			財 源 内 訳	一 般 900 千円
実施内容	<p>1 「あきた産デーフェア」の開催 200千円（◎200千円） 伝統野菜や新商品の紹介、消費者リサーチの場となる「あきた産デーフェア」に県PRブースを出展し、地場農産物や地域食材活用への理解の醸成を図る。（年5回） （1）事業主体 あきた産デーフェア出展者協議会、県（共催） （2）委 託 先 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会</p> <p>2 米消費拡大推進組織の活動強化事業 700千円（◎700千円） 米消費拡大の推進母体「秋田県ごはん食推進会議」の活動を支援し、県内での消費拡大運動の盛り上げを図る。 （1）事業内容 ①ごはん食推進講座の開催 ②朝ごはんモーニングキャンペーンの実施 ③米消費拡大広報宣伝活動の実施 （2）対象団体 秋田県ごはん食推進会議</p>				

事業名	次世代あきたアグリヴィーナス応援事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	調整・六次産業化班
事業年度	令和元～3	事業主体	県、女性農業者等	当初予算額	5,114 千円
事業目的	女性が生き生きと活躍する場の創出と、農業の魅力アップを図るため、女性農業者の感性を生かした起業活動を支援する。			財 源 内 訳	国 庫 1,363 千円 繰入金 3,751 千円
実施内容	<p>1 あきたアグリヴィーナス育成事業 2,332千円（◎2,332千円） 女性が活躍する場の創出と農業の魅力向上を図るため、女性農業者の感性を生かした起業活動等を支援する。 （1）対 象 者 あきたアグリヴィーナスネットワーク会員等 （2）活動内容 研修会、商談会、販売会の実施、応援企業を招いた活動報告会の開催 （3）事業主体 県</p> <p>2 あきたアグリヴィーナス起業活動支援事業 2,782千円（◎1,363千円、◎1,419千円） 女性農業者の起業活動を促進するため、新商品開発・販路拡大などの取組や、専門家による直売所の経営指導を支援する。 （1）女性起業発展支援事業 ①対 象 者 農産加工や直売などに取り組む組織、個人等 ②助成対象 講師招へい経費、研修会費、広告宣伝費、リース料、機械設備・備品の購入費等 ③補 助 率 1 / 2 以内（上限額1,000千円） ④事業主体 女性農業者等 （2）直売所魅力アップ支援事業 ①対 象 者 直売所1か所 ②実施内容 専門家派遣による経営指導と、その取組を全県に波及させるための研修会の開催 ③事業主体 県</p>				

事業名	農業近代化資金等対策事業			担 当	金融・団体指導班																											
事業年度	昭和36～	事業主体	県	当初予算額	139,868 千円																											
事業目的	農業者に対し民間融資機関が融資する長期かつ低利の資金の円滑な融通を図るため、利子補給等の措置を講じる。			財 源	一般	139,868 千円																										
				内 訳																												
実施内容	1 農業近代化資金利子補給費補助金				129,667千円 (⊖129,667千円)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金種類</th> <th rowspan="2">基準金利 (%)</th> <th colspan="3">利子補給率 (%)</th> <th rowspan="2">貸付利率 (%)</th> </tr> <tr> <th>国(長期協会)</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人施設</td> <td>1.50</td> <td>—</td> <td>1.30</td> <td>—</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>うち認定農業者特例</td> <td>1.50</td> <td>0.00～0.04</td> <td>1.30</td> <td>—</td> <td>0.16～0.20</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設</td> <td>1.00</td> <td>—</td> <td>0.80</td> <td>—</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>					資金種類	基準金利 (%)	利子補給率 (%)			貸付利率 (%)	国(長期協会)	県	市町村	個人施設	1.50	—	1.30	—	0.20	うち認定農業者特例	1.50	0.00～0.04	1.30	—	0.16～0.20	共同利用施設	1.00	—	0.80	—	0.20
	資金種類	基準金利 (%)	利子補給率 (%)					貸付利率 (%)																								
			国(長期協会)	県	市町村																											
個人施設	1.50	—	1.30	—	0.20																											
うち認定農業者特例	1.50	0.00～0.04	1.30	—	0.16～0.20																											
共同利用施設	1.00	—	0.80	—	0.20																											
※利率は令和3年1月19日時点																																
※令和3年度新規融資枠 28.6億円																																
※債務負担行為限度額 359,413千円 (令和4～23年度)																																
実施内容	2 特別準備金補助金 (農業近代化資金分)				10,175千円 (⊖10,175千円)																											
	保証責任準備金 13,853千円 (a) 求償権償却引当金見合分 1,409千円 (b) (a+b) × 2 / 3 (補助率) = 10,175千円																															
実施内容	3 事務費				26千円 (⊖26千円)																											

事業名	農業経営負担軽減対策事業			担 当	金融・団体指導班	
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	9,206 千円	
事業目的	農業経営の改善を図ろうとする農業者の既往負債の償還負担を軽減するため、農協等が融資する農業経営負担軽減支援資金の利子補給等を行う。			財 源	諸収入	271 千円
				内 訳	一般	8,935 千円
実施内容	1 利子補給費補助金 (県定額)				8,102千円 (⊕271千円、⊖7,831千円)	
	2 特別準備金補助金				120千円 (⊖120千円)	
	保証責任準備金見合分 30,000千円 × 6/1000 × 2/3 (補助率)					
	3 指導事務費				12千円 (⊖12千円)	
実施内容	4 再チャレンジ事業による特別利子補給費補助金				972千円 (⊖972千円)	
	秋田県農業再生委員会の認定に基づき借り換えした農業経営負担軽減支援資金に特別利子補給を行う。					
	(再チャレンジ事業実施期間 H21～23)					
	(1) 利子補給先 農業協同組合 (2) 利子補給率 0.20%～0.70% (借入者負担利率が1.0%となるように特別利子補給) (3) 期首残高 180,420千円					
参考	農業経営負担軽減支援資金の概要 (令和2年10月19日現在) (1) 原 資 農協系統原資 (基準金利 1.60%) (2) 貸付利率 0.30% (利子補給率 1.30%) (3) 借換対象 営農負債(貸付金利が5%を超える制度資金も含む) (4) 令和3年度新規融資枠 3千万円 ※ (公財) 農林水産長期金融協会から、県の利子補給費の1/10が補助される。 ただし、H23年1月以降の新規交付決定分は利子助成の対象外。					

事業名	農業経営改善促進資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導班	
事業年度	平成6～	事業主体	県	当初予算額	173,083千円	
事業目的	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するため、規模拡大等の経営展開に必要な短期低利の運転資金を農協系統資金等から融通するための原資を、秋田県農業信用基金協会に無利子で貸付ける。 (通称：スーパーS資金)			財源内訳	諸収入	173,083千円
実施内容	1 農業経営改善促進資金預託金貸付金 173,083千円 (◎173,083千円) 国及び県の原資を農業信用基金協会へ貸し付け、協会が自らの借入分と合わせて融資機関（農協、銀行等）へ預託し、融資機関は3倍協調した上で、農業者へ貸し付ける。 (1) 貸付利率 1.50% (令和3年1月19日現在) (2) 貸付対象者 認定農業者 (3) 償還期間 経営改善計画期間中、最大5年 (家畜の飼養、永年性植物の栽培等、生産に1年以上を要する場合は、最大8年) (4) 貸付限度額 個人 500万円、法人 2,000万円 (畜産経営又は施設園芸経営を営む場合は各々の4倍) (5) 貸付方式 極度額方式による当座貸越、手形貸付又は証書貸付。 (6) 資金使途 農業経営改善計画等の達成のために必要な運転資金。ただし、既往借入金の借換え(当該資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切り替えを除く)は含まない。 (7) 県預託額 173,083千円 農業信用基金協会の預託額 346,167千円 (自己借入分173,084千円、県173,083千円) (融資機関は、農業信用基金協会からの預託金の3倍協調で融資する。) (8) 貸付目標額 1,038,500千円					

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計 (農業改良資金)			担当	金融・団体指導班	
事業年度	昭和31～	事業主体	県	当初予算額	2,650千円	
事業目的	既貸付金(県貸付分)に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への納付、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。 (H22年10月1日より農業改良資金の貸付主体が日本政策金融公庫へ移管)			財源内訳	繰越金	2,650千円
実施内容	1 償還金 1,571千円 (◎1,571千円) (内訳) 国納付金1,047千円、県一般会計繰出金524千円 2 指導事務費 47千円 (◎47千円) 3 予備費 1,032千円 (◎1,032千円)					

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計 (就農支援資金)			担当	金融・団体指導班	
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	64,157千円	
事業目的	既貸付金(県貸付分)に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への償還、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。 (H26年4月1日より青年等就農資金(公庫資金)が創設されたことに伴い、就農支援資金の根拠法が廃止)			財源内訳	繰入金	205千円
					繰越金	50,672千円
				諸収入	13,280千円	
実施内容	1 償還金 11,783千円 (◎11,783千円) (内訳) 国償還金7,852千円、県一般会計繰出金3,931千円 2 指導事務費 52千円 (◎52千円) 3 特別準備金補助金 153千円 (◎153千円) 4 予備費 52,169千円 (◎38,889千円、◎13,280千円)					

事業名	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導班												
事業年度	平成25～	事業主体	県	当初予算額	405,045 千円												
事業目的	農業・漁業を経営する法人等の経営の維持・安定を支援するため、金融機関に県の原資を預託し、長期運転資金を低利で融通する。			財源	諸収入	402,898 千円											
				内	一般	2,147 千円											
				訳													
実施内容	1 預託金貸付金			236,129千円 (◎236,129千円)													
	県の原資を融資機関に無利子で貸し付け、これを融資機関は3倍協調して農業者・漁業者へ貸し付ける。																
	(1) 融資機関 8農協、県漁協、秋田銀行、北都銀行																
	(2) 融資枠 712,955千円 (既貸付見込分 537,955千円、新規貸付分 175,000千円千円)																
	(3) 貸付対象者 ①農業 認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者 ②漁業 漁業所得が総所得の過半を占める漁業者及び経営開始後5年以内の漁業者																
	(4) 貸付限度額 個人 500万円、法人2,500万円																
	(5) 資金使途 当年又は翌年の経営に必要な運転資金 (但し、既往負債の償還又は借り換えは除く)																
	(6) 貸付利率 1.02%																
	(7) 償還期限 10年以内 (うち据置3年以内)																
	(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資 (3倍協調融資)																
(9) 債務保証への損失補償 (新規貸付分債務負担額 1,750千円) 秋田県農業信用基金協会又は秋田県漁業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償																	
2 預託金貸付金 (豪雨災害分)			3,311千円 (◎3,311千円)														
平成25年の大雨等災害への特例措置分として県の原資を金融機関に無利子で貸し付ける。 (新規貸付はH25年度で終了。)																	
(1) 融資機関 あきた北農業協同組合																	
(2) 貸付残高 9,934千円																	
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者又は漁業者 (農業法人、集落営農組織を含む)																	
(4) 貸付限度額 原則500万円 (特別な事由がある場合は被害額が限度)																	
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業・漁業経営の維持に必要な経費 (既往負債の借換・償還に係るものを除く)																	
(6) 貸付利率 0.50%																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付利率 (通常)</th> <th rowspan="2">利子補給率</th> <th colspan="3">負担区分</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>融資機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65%</td> <td>1.15%</td> <td>0.575%</td> <td>0.2875%</td> <td>0.2875%</td> </tr> </tbody> </table>					貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分			県	市町村	融資機関	1.65%	1.15%	0.575%	0.2875%	0.2875%
貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分															
		県	市町村	融資機関													
1.65%	1.15%	0.575%	0.2875%	0.2875%													
(7) 償還期間 10年以内 (うち据置3年以内)																	
(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資 (3倍協調融資)																	
(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償 (債務負担はH25通常分の内数)																	
(10) 貸付実績 31件、61,590千円 (融資枠1億5千万円)																	
3 利子補給金 (豪雨災害分)			53千円 (◎53千円)														
平成25年の大雨等災害の特例措置として、被災者の償還負担軽減のため、金融機関へ利子補給を実施する。 (利子補給率 1.15% : 県1/2、市町村1/4、金融機関1/4)																	
4 預託金貸付金 (降ひょう被害分)			22,798千円 (◎22,798千円)														
平成29年の降ひょう被害の特例措置分として、県の原資を金融機関に無利子で貸し付ける。 (新規貸付はH29年度で終了。)																	
(1) 融資機関 こまち農業協同組合、秋田銀行																	
(2) 貸付残高 68,397千円																	
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者 (農業法人、集落営農組織を含む)																	
(4) 貸付限度額 原則500万円 (特別な事由がある場合は被害額が限度)																	
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業・漁業経営の維持に必要な経費 (既往負債の借換・償還に係るものを除く)																	
(6) 貸付利率 無利子																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸付利率 (通常)</th> <th rowspan="2">利子補給率</th> <th colspan="3">負担区分</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>融資機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00%</td> <td>無利子</td> <td>0.50%</td> <td>0.25%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table>					貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分			県	市町村	融資機関	1.00%	無利子	0.50%	0.25%	0.25%
貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分															
		県	市町村	融資機関													
1.00%	無利子	0.50%	0.25%	0.25%													

- (7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償
- (10) 貸付実績 52件、102,057千円

5 利子補給金（降ひょう被害分） 340千円（◎340千円）
 平成29年の降ひょう被害の特例措置として、被災者の償還負担軽減のため、金融機関へ利子補給を実施する。
 （利子補給率 1.00%：県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

6 預託金貸付金（平成29年7月豪雨災害分） 40,660千円（◎40,660千円）
 平成29年7月16日及び7月22日から23日に発生した豪雨並びに8月24日から25日の大雨による災害への特例措置分として、県の原資を金融機関に無利子で貸し付ける。（新規貸付はH29年度で終了。）

- (1) 融資機関 新あきた農業協同組合、あきた湖東農業協同組合、秋田おばこ農業協同組合、秋田銀行、北都銀行
- (2) 貸付残高 121,986千円
- (3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）
- (4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円（特別な事由がある場合は被害額が限度）
- (5) 資金使途 災害に直接起因する農業・漁業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.00%	無利子	0.50%	0.25%	0.25%

- (7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償
- (10) 貸付実績 57件、193,680千円

7 利子補給金（平成29年7月豪雨災害分） 601千円（◎601千円）
 平成29年7月16日及び7月22日から23日に発生した豪雨並びに8月24日から25日の大雨による災害への特例措置分として、被災者の償還負担軽減のため、金融機関へ利子補給を実施。
 （利子補給率 1.00%：県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

8 預託金貸付金（令和2年度豪雪災害分） 100,000千円（◎100,000千円）
 令和2年度豪雪（令和2年12月14日～）による被害への特例措置分として、県の原資を金融機関に無利子で貸し付ける。

- (1) 融資機関 JA、銀行等
- (2) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）
- (3) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円
- (4) 資金使途 災害に起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(5) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.02%	無利子	0.51%	0.255%	0.255%

- (6) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (7) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (8) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

9 利子補給金（令和2年度豪雪災害分） 1,153千円（◎1,153千円）
 令和2年度豪雪（令和2年12月14日～）による災害への特例措置分として、被災者の償還負担軽減のため、金融機関へ利子補給を実施する。
 （利子補給率 1.02%：県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

事業名	林業・木材産業改善資金貸付事業（特別会計）			担 当	金融・団体指導班					
事業年度	昭和51～	事業主体	県	当初予算額	262,280 千円					
事業目的	林業・木材産業経営の改善又は労働災害の防止、後継者の養成確保等を図るため、林業及び木材産業関係者に対して無利子の資金を融資する。			財 源	繰入金	2,892 千円				
				内 訳	繰越金	205,321 千円				
					諸収入	54,067 千円				
実施内容	1 林業・木材産業改善資金			148,200千円（◎148,200千円）						
	(1) 貸付利率 無利子									
	(2) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）									
(3) 貸付限度額 個人15,000千円、会社30,000千円、団体50,000千円 （ただし、木材製造業、木材卸売業、木材市場業に係る事業を実施する場合1億円）										
(4) 貸付枠 148,200千円										
(5) 貸付対象者 林業及び木材産業関係者（個人、会社、団体）										
2 林業・木材産業改善資金取扱事務費			2,892千円（◎2,892千円）							
資金取扱事務費及び委託費										
3 予備費			111,188千円（◎57,121千円、◎54,067千円）							
(参 考) 貸付実績 ※令和2年12月末時点			(単位：件、千円)							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
貸付件数	0	5	0	2	2	3	3	3	3	2
貸付金額	0	53,569	0	45,000	13,000	52,170	89,000	35,800	70,100	47,000

事業名	木材産業等高度化推進事業			担 当	金融・団体指導班					
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	627,375 千円					
事業目的	森林組合、木材関係協同組合等に木材の生産、流通、加工に要する資金の一部を融資し、木材産業の振興を図る。			財 源	諸収入	627,381 千円				
				内 訳	一 般	△6 千円				
実施内容	1 木材産業等高度化推進資金貸付金			418,250千円（◎418,256千円、○△6千円）						
	県が木材産業等高度化推進資金の原資を金融機関に預託し、金融機関が融資を行う。									
	(1) 預託金融機関 商工中金、秋田銀行、北都銀行、秋田県信用組合									
	(2) 融 資 枠 964,000千円									
	(3) 貸付利率 運転資金（短期）保証なし1.30～1.60%、保証付き0.90～1.20%									
(4) 貸付対象者 森林組合、同連合会、木材関係協同組合、同連合会、数人共同体及びその他知事が認める事業者で合理化計画の認定を受けた者、又は林業経営を営む者で林業経営改善計画の認定を受けた者										
(5) 償 還 期 間 1年以内										
2 農林漁業信用基金償還金			209,125千円（◎209,125千円）							
県が木材産業等高度化推進資金の原資として預託する額のうち、農林漁業信用基金からの借入額。										
(参 考) 木材産業等高度化推進資金貸付実績 ※令和2年12月末時点			(単位：百万円)							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
貸付金額	2,044	2,371	2,019	1,347	1,341	1,004	906	792	1,015	816

事業名	水産金融対策事業			担当	金融・団体指導班	
事業年度	昭和44～	事業主体	県	当初予算額	3,414千円	
事業目的	漁業者等に対し系統金融機関が行う長期低利設備資金等の融通の円滑化や固定化債務の整理による漁業経営の安定を図るため、県が利子補給を行い、漁業者等の資本整備（漁船の更新等）の高度化による漁業経営の近代化と維持・安定を支援する。			財源内訳	一般	3,414千円
実施内容	1 漁業近代化資金利子補給金（S44～）			2,226千円（㊦2,226千円）		
	(1) 利子補給先 秋田県漁業協同組合、農林中央金庫秋田支店 (2) 償還期限 20年以内 (3) 利子補給率 漁業者向け 1.30%（貸付利率は0.30%）R3.5.19現在 漁協向け 0.75%（貸付利率は0.30%）R3.5.19現在 (4) 令和3年度融資枠 40,000千円 (5) 債務負担行為限度額 5,598千円（R4～R23）					
	2 漁業経営維持安定資金利子補給金（S51～）			918千円（㊦918千円）		
実施内容	3 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金			270千円（㊦270千円）		
	一般会計繰出金（特別会計の指導旅費・事務費、事務委託料等）					
	(1) 委託先 農林中央金庫秋田支店及び秋田県漁業協同組合 (2) 委託内容 沿岸漁業改善資金の貸付及び償還等の事務 (3) 委託費の積算 ①当該年度内の貸付金累計額の1% ②当該年度内償還金累計額の0.5% ③これらの算出額に対する消費税 委託費＝①～③までの合計額					

事業名	沿岸漁業改善資金（特別会計）			担当	金融・団体指導班	
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	157,653千円	
事業目的	沿岸漁業者等の経営改善に資するため、経営等改善資金や生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金など、必要な資金を県が無利子で融資する。			財源内訳	繰入金	270千円
					繰越金	148,328千円
					諸収入	9,055千円
実施内容	1 経営等改善資金			20,000千円（㊦20,000千円）		
	(1) 貸付内容例 ①操船作業省力化機器等の導入（自動操舵装置、レーダーなど） ②燃料油消費節減機器等の導入（推進機関、定速装置など）					
	2 指導事務費 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金			270千円（㊦270千円）		
	3 予備費			137,383千円（㊦128,328千円、㊦9,055千円）		

